

市政 トピックス

CITY TOPICS

居宅介護支援券 交付申請受付開始

在宅での日常生活および介護予防、または要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止を支援することを目的とした「居宅介護支援券」の平成20年度分交付申請の受付をはじめます。

この「居宅介護支援券」は、紙おむつ、尿とりパットやいきいき号乗車チケットの購入、理容美容サービス、寝具洗濯乾燥サービス、社会福祉協議会の移送サービスや家事援助サービス、シルバー人材

センターの家事援助事業の支払に利用できます。

申請の対象者は、介護保険の要介護認定者または要支援認定者です。ただし、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床）や養護老人ホームまたは病院（3か月以上入院の方）に入所・入院している方は対象にはなりません。

対象となる方には、介護保険グループより申請書を送付します。申請をする場合は、申請書と自己負担費用を持参のうえ、介護保険グループまでお越しください。申請書発送予定日 7月24日(木) 支援券利用開始日 8月1日(金) 申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎ 52-19871



居宅介護支援券 見本

介護給付費の お知らせ

介護保険で利用されたサービスの費用が、実際どれくらいかかっているのかを2か月分をまとめて7月より隔月の月末に、お知らせします。

このお知らせは、介護サービス事業者の請求にもとづき、すでに支払いが行われた給付費について作成しています。

お手元の領収書などと比べて、サービスの内容が一致しているか確認してみてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎ 52-19871

8月1日

国民健康保険 高齢受給者証更新

現在、お持ちの受給者証（国民健康保険高齢受給者証）は、7月31日で使用できなくなります。

新しい受給者証は、原則として7月末日までに自宅へ郵送します。

8月以降、病院などで受診する場合は、新しい受給者証を病院な

どの窓口へ提示してください。
※新しい受給者証は白色です。

▼古い受給者証は？

古い受給者証は、8月31日までに郵送か通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループへ返却してください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線216・261）

8月1日

障害者・母子家庭等 福祉医療費受給者証 更新

障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(木)までとなっています。

手続き 該当する方には、7月中旬に通知文を送付しますので、期間中に更新の申請手続きをお願いいたします。

更新期間 7月26日(土)～31日(木)

※土・日曜日も行っています。

更新時間 午前8時30分～午後5時15分

更新場所 市民窓口グループ

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線227・217）